

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る 共済事業に関する法律案 要綱

第一 総則

一 目的（第1条関係）

この法律は、中小事業主に使用される労働者その他の中小事業主が行う事業に従事する者等の安全及び健康の確保並びに福利厚生等の充実に資するため、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図るとともに中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等その他の災害について共済団体による共済制度を確立し、もって中小事業主が行う事業に従事する者等の福祉の増進に資することを目的とすること。

二 定義（第2条関係）

- 1 この法律において「中小事業主」とは、次の①から④までのものをいうこと。
 - ① 常時使用する労働者の数が300人以下である事業主
 - ② 資本金の額又は出資の総額が3億円以下である事業主
 - ③ 労働者を使用しないで事業を行うことを常態とするもの
 - ④ ①から③までに準ずるものとして厚生労働省令で定めるもの
- 2 この法律において「中小事業主が行う事業に従事する者等」とは、1の①又は②の者に使用される労働者その他の中小事業主が行う事業に従事する者及び中小事業主（法人その他の団体であるときは、その代表者）をいうこと。
- 3 この法律において「労働災害」とは、労働者災害補償保険法に規定する業務災害及び通勤災害をいうこと。
- 4 この法律において「労働災害相当災害」とは、商業、工業、サービス業その他の事業の事業主（法人その他の団体であるときは、その代表者）及び当該事業に従事する者（労働者である者を除く。）の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）のうち、労働災害に相当する災害をいうこと。
- 5 この法律において「労働災害等」とは、労働災害及び労働災害相当災害をいう。
- 6 この法律において「労働災害等防止事業」とは、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図る事業をいうこと。
- 7 この法律において「共済事業」とは、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等その他の災害に関し、共済掛金の支払を受け、共済金を交付する事業であって、当該事業に係る共済契約が次の①から③までに適合するものをいうこと。
 - ① 共済契約者が中小事業主であること。
 - ② 共済金の額が厚生労働省令で定める額を超えないこと。
 - ③ 共済期間が1年を超えないこと。
- 8 この法律において「共済団体」とは、三の認可を受けて共済事業を行う者をいうこと。

三 認可（第3条関係）

労働災害等防止事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、保険業法の規定にかかわらず、行政庁の認可を受けて、共済事業を行うことができること。

四 共済事業の種類（第4条関係）

- 1 三により一般社団法人又は一般財団法人が行うことができる共済事業は、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業とすること。
- 2 1の共済事業を行う三の一般社団法人又は一般財団法人は、当該共済事業のほか、当該共済事業に係る共済契約の被共済者の労働災害等以外の災害に係る共済事業を行うことができること。

五 申請（第5条関係）

- 1 三の認可を受けようとする者は、名称、純資産額、役員等の氏名又は名称、認可を受けようとする共済事業の種類、労働災害等防止事業の内容、他に行う事業の内容等を記載した申請書を行政庁に提出しなければならないこと。
- 2 1の申請書には、定款、共済規程等を添付しなければならないこと。
- 3 共済規程には、共済事業の種類、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法等を記載しなければならないこと。

六 認可審査基準（第6条関係）

行政庁は、三の認可の申請があった場合において、当該申請が次の①から⑩までの基準に適合すると認めるときは、三の認可をするものとする。

- ① 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人であって、次のイからトまでのいずれにも該当しないこと。
 - イ 定款の規定が法令に適合しない一般社団法人又は一般財団法人
 - ロ 理事会を置かない一般社団法人
 - ハ 会計監査人を置かない一般社団法人又は一般財団法人
 - ニ 三の認可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない一般社団法人又は一般財団法人
 - ホ この法律、保険業法等の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない一般社団法人又は一般財団法人
 - へ 理事又は監事のうちに、この法律、保険業法等の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないこと等に該当する者のある一般社団法人又は一般財団法人
 - ト 少額短期保険業者
- ② 申請者が、共済事業を的確に遂行するに足りる財産的基礎を有すること。
- ③ 申請者が、共済事業を的確に遂行するに足りる人的構成を有すること。
- ④ 申請者の行う労働災害等防止事業が、基準を満たすものであること。

- ⑤ 他に行う事業が、共済事業に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ⑥ 共済規程の記載事項が、次のイからへまでの基準に適合するものであること。
 - イ 共済契約の内容が、共済契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること。
 - ロ 共済契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - ハ 共済契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。
 - ニ 共済契約者等の権利義務その他共済契約の内容が、共済契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること。
 - ホ 共済掛金及び責任準備金の額の算出方法が、共済の数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。
 - ヘ その他厚生労働省令で定める基準
- ⑦ 申請者が、社員等その他の関係者に対し、特別の利益を与えないこと。
- ⑧ 申請者が、営利事業を営む者等に対し、特別の利益を与える行為を行わないこと。
- ⑨ 申請者が、役員に対する報酬等についての支給基準を定め、公表していること。
- ⑩ ①から⑨までのほか、共済契約者等の保護及び中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の効果的な防止のために必要な基準

第二 共済事業等

一 業務

1 標識の掲示（第7条関係）

- (1) 共済団体は、事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、標識を掲示しなければならないこと。
- (2) 共済団体以外の者は、(1)の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならないこと。

2 名義貸しの禁止（第8条関係）

共済団体は、自己の名義をもって他人に共済事業を行わせてはならないこと。

3 理事の兼職制限（第9条関係）

- (1) 共済団体の常務に従事する理事は、他の共済団体又は会社の常務に従事する場合には、行政庁の承認を受けなければならないこと。
- (2) 行政庁は、(1)の承認の申請があったときは、当該申請に係る事項が当該申請に係る共済団体の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認める場合を除き、これを承認しなければならないこと。

4 事業の範囲（第 10 条関係）

- (1) 共済団体は、共済事業及び労働災害等防止事業並びにこれらに附帯する業務を行うことができること。
- (2) 共済団体は、(1)の事業のほか、他の事業を行うことができないこと。ただし、当該共済団体が共済事業及び労働災害等防止事業を適正かつ確実にを行うにつき支障を及ぼすおそれがないと認められる事業について、行政庁の承認を受けたときは、この限りでないこと。

5 資産運用の制限（第 11 条関係）

共済団体は、共済掛金として収受した金銭その他の資産の運用を行うには、有価証券の取得等の方法によらなければならないこと。

6 業務運営に関する措置（第 12 条関係）

共済団体は、その共済事業に係る業務に関し、当該業務に係る重要な事項の利用者への説明、当該業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い、当該業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないこと。

7 特定関係者との間の取引等（第 13 条関係）

共済団体は、その特定関係者又はその特定関係者の利用者との間で、通常の場合と著しく異なる条件で行う資産の売買等の取引又は行為をしてはならないこと。ただし、当該取引又は行為をすることにつきやむを得ない理由がある場合において、行政庁の承認を受けたときは、この限りでないこと。

8 無限責任社員等となることの禁止（第 14 条関係）

共済団体は、持分会社の無限責任社員又は業務を執行する社員となることができないこと。

9 苦情処理措置及び紛争解決措置（第 15 条関係）

共済団体は、共済事業に関し苦情処理措置及び紛争解決措置を講じなければならないこと。

10 子会社保有の制限（第 16 条関係）

共済団体は、子会社を保有してはならないこと。ただし、行政庁が、共済団体による子会社の保有について、当該共済団体の行う共済事業の健全かつ適切な運営又は共済契約者等の保護に資するものと認めて、これを承認したときは、この限りでないこと。

二 経理

1 業務報告書（第 17 条関係）

共済団体は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならないこと。

2 業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等（第 18 条関係）

- (1) 共済団体は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し、その事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないこと。
- (2) 共済団体は、(1)の事項のほか、利用者が当該共済団体の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならないこと。

3 区分経理等（第 19 条関係）

- (1) 共済団体は、共済事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならないこと。
- (2) 共済団体は、共済事業に係る会計に関し次の①から③までの行為をしてはならないこと。ただし、行政庁の承認を受けた場合は、この限りでないこと。
 - ① 共済事業に係る会計から他の事業に係る会計へ資金を運用すること。
 - ② 共済事業に係る会計に属する資産を担保に供して他の事業に係る会計に属する資金を調達すること。
 - ③ ①及び②のほか、共済事業の健全かつ適切な運営に支障が生ずるおそれがある行為を行うこと。

4 事業費等の償却（第 20 条関係）

共済団体は、当該共済団体の成立後の最初の 5 事業年度の事業費に係る金額を、貸借対照表の資産の部に計上することができること。この場合において、当該共済団体は、定款で定めるところにより、当該計上した金額を当該共済団体の成立後 10 年以内に償却しなければならないこと。

5 契約者割戻し（第 21 条関係）

共済団体は、契約者割戻しを行う場合は、公正かつ衡平な分配をするための基準に従い、行わなければならないこと。

6 価格変動準備金（第 22 条関係）

- (1) 共済団体は、その所有する株式等について、一定の金額を価格変動準備金として積み立てなければならないこと。ただし、その全部又は一部の金額について積立てをしないことについて行政庁の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでないこと。

- (2) (1)の準備金は、株式等の売買等による損失の額が株式等の売買等による利益の額を超える場合においてその差額のをん補に充てる場合を除くほか、取り崩してはならないこと。ただし、行政庁の認可を受けたときは、この限りでないこと。

7 責任準備金（第 23 条関係）

共済団体は、毎事業年度末において、共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならないこと。

8 支払備金（第 24 条関係）

共済団体は、毎事業年度末において、共済金等で、共済契約に基づいて支払義務が発生したものがあある場合において、共済金等の支出として計上していないものがああるときは、支払備金を積み立てなければならないこと。

三 監督

1 共済事業の種類等の変更（第 25 条関係）

- (1) 共済団体は、共済事業の種類、労働災害等防止事業の内容又は他に行う事業の内容の変更をしようとするときは、行政庁の認可を受けなければならないこと。ただし、軽微な変更については、この限りでないこと。
- (2) 共済団体は、(1)の軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならないこと。
- (3) 行政庁は、(1)の認可の申請があつたときは、①から③までに定める事項について、当該①から③までに定める基準に適合するかどうかを審査しなければならないこと。
- ① 共済事業の種類 財産的基礎、人的構成等の基準
 - ② 労働災害等防止事業 労働災害等防止事業が基準を満たすものであること等の基準
 - ③ 他に行う事業 共済事業を適正かつ確実に行うにつき支障を及ぼすおそれがないこと等の基準

2 共済規程に定めた事項の変更(第 26 条関係)

- (1) 共済団体は、共済規程に定めた事項の変更をしようとするときは、行政庁の認可を受けなければならないこと。ただし、軽微な変更については、この限りでないこと。
- (2) 共済団体は、(1)の軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならないこと。
- (3) 行政庁は、(1)の認可の申請があつたときは、共済規程に定めた事項について、共済規程の記載事項が共済契約の内容及び共済掛金等の算出方法に関する基準に適合するかどうかを審査しなければならないこと。

3 定款の変更の認可（第 27 条関係）

共済団体の目的、事務所の所在地その他共済事業に関する事項に係る定款の変更についての社員総会又は評議員会の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないこと。

4 届出事項（第 28 条関係）

共済団体（④の場合においては、共済団体又は届出に係る共済代理店）は、次の①から⑤までのいずれかに該当するときは、その旨を行政庁に届け出なければならないこと。

- ① 第一の三の認可を受けて共済事業を開始したとき。
- ② その子会社が子会社でなくなったとき（行政庁の認可を受けて事業の譲渡をした場合を除く。）。
- ③ 他に特段の定めのある事項以外の事項に係る定款の変更をしたとき。
- ④ 共済代理店の設置又は廃止をしようとするとき。
- ⑤ その他厚生労働省令で定める場合に該当するとき。

5 報告又は資料の提出（第 29 条関係）

- (1) 行政庁は、共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、共済団体に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができること。
- (2) 行政庁は、共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該共済団体の子法人等又は当該共済団体から業務の委託を受けた者に対し、当該共済団体の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができること。
- (3) 共済団体の子法人等又は当該共済団体から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、(2)の報告又は資料の提出を拒むことができること。

6 立入検査（第 30 条関係）

- (1) 行政庁は、共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、共済団体の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができること。
- (2) 行政庁は、(1)の立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、共済団体の子法人等若しくは当該共済団体から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該共済団体に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができること。

- (3) 共済団体の子法人等又は当該共済団体から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、(2)の質問及び検査を拒むことができること。
- (4) (1)又は(2)の立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならないこと。
- (5) (1)又は(2)の立入り、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないこと。

7 健全性の基準（第31条関係）

行政庁は、共済団体に係る次の①及び②の額を用いて、共済団体の経営の健全性を判断するための基準として共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めることができること。

- ① 基金、準備金等の額の合計額
- ② 共済契約に係る共済事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の予測を超えるものに対応する額

8 共済規程に定めた事項の変更命令（第32条関係）

行政庁は、共済団体の業務若しくは財産の状況に照らして、又は事情の変更により、共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該共済団体に対し、その必要の限度において、共済規程に定めた事項の変更を命ずることができること。

9 業務の停止等（第33条関係）

行政庁は、共済団体の業務若しくは財産又は共済団体及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該共済団体に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該共済団体の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該共済団体の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができること。

10 認可の取消し等（第34条及び第35条関係）

- (1) 行政庁は、共済団体が次の①から⑥までのいずれかに該当することとなったときは、当該共済団体の業務の全部若しくは一部の停止若しくは理事、監事若しくは会計監査人の解任を命じ、又は第一の三の認可を取り消すことができること。
 - ① 法人の機関、罰則及び行政処分等に関し定める欠格事由に該当することとなったとき。
 - ② 共済事業を的確に遂行するに足りる財産的基礎、人的構成を有すること等の基準に適合しなくなったとき。
 - ③ 不正の手段により第一の三の認可を受けたとき。

- ④ 法令、法令に基づく行政庁の処分又は定款若しくは共済規程に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき。
 - ⑤ 当該認可に付された条件に違反したとき。
 - ⑥ 公益を害する行為をしたとき。
- (2) 行政庁は、共済団体の財産の状況が著しく悪化し、共済事業を継続することが共済契約者等の保護の見地から適当でないと認めるときは、当該共済団体の第一の三の認可を取り消すことができること。

11 認可取消団体に係る措置（第 36 条関係）

10 により第一の三の認可を取り消された者について、所要の規定を置くこと。

四 共済契約の移転等に係る保険業法の規定の準用（第 37 条から第 39 条まで関係）

共済団体の共済契約の移転等について、保険契約の移転、事業の譲渡又は譲受け並びに業務及び財産の管理の委託に関する保険業法の規定を準用すること。

第三 解散等

一 解散の原因（第 41 条関係）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が定める一般社団法人及び一般財団法人の解散の事由のうち、定款で定めた存続期間の満了及び定款で定めた解散の事由の発生は、共済団体に対しては適用しないこと。

二 解散等の認可（第 42 条関係）

- 1 次の①から③までの事項は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないこと。
 - ① 共済団体の解散についての社員総会の決議
 - ② 共済事業の廃止についての社員総会又は評議員会の決議
 - ③ 共済団体を全部又は一部の当事者とする合併（共済団体が存続する合併及び共済団体を設立する合併を除く。）
- 2 行政庁は、1 の認可の申請があったときは、当該決議に係る解散若しくは共済事業の廃止又は当該合併が、共済契約者等の保護に欠けるおそれのないものであるかどうかを審査しなければならないこと。
- 3 行政庁は、1 の認可の申請をした共済団体（共済契約者が社員のみである一般社団法人を除く。）が行う共済事業に係る共済契約（当該申請の日において既に共済事故が発生している共済契約等を除く。）がある場合には、1 の認可をしないものとする。

三 合併の認可（第 45 条関係）

- 1 共済団体の合併（共済団体が合併後存続する場合又は共済団体を合併により設立する場合に限る。）は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないこと。
- 2 行政庁は、1の認可の申請があったときは、次の①から③までの基準に適合するかどうかを審査しなければならないこと。
 - ① 当該合併が、共済契約者等の保護に照らして、適当なものであること。
 - ② 当該合併が、共済団体相互の適正な競争関係を阻害するおそれのないものであること。
 - ③ 当該合併後存続する共済団体又は当該合併により設立する共済団体が、合併後に、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること。

四 合併に係る保険業法の規定の準用等（第 47 条関係）

共済団体の合併について、保険業法の債権者の異議に関する特則、合併後の公告等及び合併の登記の申請等の規定を準用すること。

五 行政庁による清算人の選任及び解任（第 48 条関係）

行政庁による清算人の選任、解任等について所要の規定を置くこと。

第四 共済募集

一 共済募集の制限（第 54 条関係）

- 1 共済団体の社員若しくは役員（代表権を有する役員及び監事を除く。）若しくは使用人又は共済代理店若しくはその役員（代表権を有する役員並びに監事、監査役、監査等委員及び監査委員を除く。以下1において同じ。）若しくは使用人がその所属共済団体のために共済契約の締結の代理又は媒介（共済代理店である銀行等（銀行その他の政令で定める者をいう。2において同じ。）又はその役員若しくは使用人にあつては、共済契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合に限る。）を行う場合を除くほか、何人も共済募集を行ってはならないこと。
- 2 銀行等は、他の法律の規定にかかわらず、第二の三の4の④の届出を行って共済募集を行うことができること。

二 共済募集等に係る保険業法の規定の準用（第 55 条関係）

共済募集人が行う共済募集について保険業法の所属保険会社等の賠償責任の規定を、共済団体又は共済募集人が行う当該共済団体の共済契約の締結又は共済募集について同法の情報提供等の規定を、共済募集を行う共済募集人について同法の業務運営に関する措置の規定を、共済代理店が行う共済募集について同法の自己契約の禁止の規定を、共済代理店について同法の帳簿書類の備付け等の規定を、立入り、質問又は検査をする職員について同法の検査職員の証票の携帯及び提示等の規定を、それぞれ準用すること。

第五 雑則

一 認可等の条件（第 57 条関係）

- 1 行政庁は、この法律又はこの法律において準用する保険業法の規定による認可等に条件を付し、及びこれを変更することができること。
- 2 1 の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならないこと。

二 認可の失効（第 58 条関係）

共済団体が次の①から④までのいずれかに該当する場合には、第一の三の認可は、その効力を失うこと。

- ① 第一の四の 1 の共済事業を廃止したとき。
- ② 解散したとき（設立又は合併（当該合併により共済団体を設立するものに限る。）を無効とする判決が確定したときを含む。）。
- ③ 共済契約の全部に係る共済契約の移転をしたとき。
- ④ 当該認可を受けた日から 6 月以内に共済事業を開始しなかったとき（やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ行政庁の承認を受けたときを除く。）。

三 行政庁（第 61 条関係）

この法律及びこの法律において準用する保険業法における行政庁は、一の都道府県の区域を越えない区域において共済事業を行う旨を共済規程に定める共済団体については都道府県知事、その他の共済団体については厚生労働大臣とすること。

四 権限の委任（第 63 条関係）

この法律及びこの法律において準用する保険業法による厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長に行わせることができること。

第六 罰則（第 65 条から第 73 条まで関係）

不正の手段により第一の三の認可を受けた者等に対して所要の罰則を設けること。

第七 施行期日等

一 施行期日（附則第 1 条関係）

この法律は、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 その他（附則第 2 条から第 5 条まで関係）

認可特定保険業者が共済団体となる場合の従前の保険契約から共済契約への移行措置等について、所要の規定を置くこと。